

(NPO)日本健康運動指導士会では、健康運動指導士及び健康運動実践指導者で運動指導に携わる方へのサポートを目的とした賠償責任保険制度を、会員特典のひとつとしてご用意しております。ご加入金は年度会費の中に含まれておりますので、別途加入費用はかかりません。

賠償責任保険制度について

従来、運動指導に関して生じた事故により、被害者より損害賠償請求を受けた場合、その危険をカバーする保険は、スポーツクラブ等施設側が付保している施設賠償責任保険等がありましたが、保険の対象や場所が限定されました。

そこで、NPO 法人日本健康運動指導士会では、次のような『NPO 法人日本健康運動指導士会賠償保険制度』を開発し、年度会費によって会員の皆様の加入を行っております。

この保険は、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資格を有する会員の皆様が健康運動指導に携わっている時に生じた、偶然の事故のため、第三者の生命もしくは身体、または財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金などの損失を、保険金として支払うものです。

◎概要は次の通りです。

法律上の損害賠償責任とは、裁判によるもの、示談によるものとは問いません。

保険期間は、毎年5月1日から翌年5月1日までであり、当年度の会費を納入されますと、会費納入月(毎月20日締)の翌月1日より保険にご加入となります。

◎補償限度額は次の通りです。

- 1) 対人賠償 1名1事故につき1億円、年間10億円限度
- 2) 対物賠償1事故につき100万円限度
- 3) 免責金額(事故負担額)は、対人・対物ともに1万円

◎対象とならない事故(主なもの)

- ◆会員の賠償責任のない事故(道義上支払うお見舞い金等は対象になりません)
- ◆山岳登山(ピッケル・アイゼン等を使用するもの)スカイダイビング、リュージュ、ボブスレー、スキューバダイビング、スキー、スノーボード及びこれらに類似する危険なスポーツにおける事故
- ◆自動車、航空機、船舶等の運航に起因する事故
- ◆専門的職業(資格者のみが行える職務)上の事故(医師・鍼灸等)
- ◆故意、戦争、暴動、天災等に起因する事故
- ◆他人から借りた預かった物に対する事故(対物賠償)

◎事故が起きた時の連絡

- ◆すみやかに、NPO 法人日本健康運動指導士会事務局に事故発生のご報告を電話で行って下さい。三井住友海上火災保険株式会社と協力の上、審査等、適切な対応を行います。

※ 事故報告後、保険会社による審査、調査がございます。ご報告内容に事実との差異がございませんようご注意ください。

以上